

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年6月9日(2016.6.9)

【公表番号】特表2015-512734(P2015-512734A)

【公表日】平成27年4月30日(2015.4.30)

【年通号数】公開・登録公報2015-029

【出願番号】特願2015-505025(P2015-505025)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/46 (2006.01)

A 6 1 F 2/32 (2006.01)

A 6 1 B 17/56 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 2/46

A 6 1 F 2/32

A 6 1 B 17/56

【手続補正書】

【提出日】平成28年4月12日(2016.4.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

被験者の骨盤に対する寛骨臼構成要素の位置合わせを容易にするために用いる装置であつて、

前記装置は、装置本体と、被験者の寛骨臼縁上の第1の所定の装着位置に配置するための少なくとも第1の口ケータと、前記寛骨臼縁上の第2の所定の装着位置に配置するための第2の口ケータと、前記寛骨臼縁上の第3の所定の装着位置に配置するための第3の口ケータとを有し、前記装置は、寛骨臼構成要素の位置合わせを容易にするために設置されるときに前記被験者に対する方向および/または位置を規定し、前記装置は、使用時に前記被験者の所定の天然ランドマークと位置合わせするための位置合わせ基準要素を更に備え、前記天然ランドマークがユーザによって特定でき、前記第1及び第2及び第3の口ケータは、前記位置合わせ基準要素と前記天然ランドマークとの位置合わせ時に、前記口ケータがそれぞれの装着位置に位置決めするように前記位置合わせ基準要素に対して位置付けられ、前記天然ランドマークが、前記寛骨臼縁上以外の所定のランドマークである装置。

【請求項2】

前記口ケータまたは前記口ケータのうちの1つは、寛骨臼上縁上の所定の装着位置に配置するための上口ケータであり、1つは、寛骨臼前縁上の所定の装着位置に配置するための前口ケータであり、1つは、寛骨臼後縁上の所定の装着位置に配置するための後口ケータである

請求項1に記載の装置。

【請求項3】

前記位置合わせ基準要素は、前記天然ランドマークで前記被験者の骨盤内におけるピンの配置を案内するためのピン配置ガイドを備えるか、又は、使用時に前記天然ランドマークと位置合わせされ得る位置合わせマーカを備える

請求項1に記載の装置。

【請求項 4】

前記装置は、前記位置合わせ基準要素が被験者の外閉鎖筋腱溝内で骨隆起部と位置合わせされ得るように構成される

請求項1から3のいずれかに記載の装置。

【請求項 5】

前記前後口ケータ間の間隔をユーザにより調整できる

請求項2から4のいずれかに記載の装置。

【請求項 6】

前記装置本体が第1および第2の部分を有し、前記上口ケータが使用時に前記装置本体の前記第1の部分上にありあるいは前記第1の部分に結合され、前記前後口ケータが使用時に前記第2の部分上にありあるいは前記第2の部分に結合され、前記第2の部分が使用時に前記第1の部分にスライド可能に装着される

請求項2から5のいずれかに記載の装置。

【請求項 7】

前記前口ケータは、前記後口ケータとほぼ直径方向に対向して位置される

請求項2から6のいずれかに記載の装置。

【請求項 8】

前記装置は、前記被験者から測定される寛骨臼センターエッジ角に基づいて前記被験者に対する前記寛骨臼構成要素の方向を制御できるようにするべく構成される

請求項1から7のいずれかに記載の装置。

【請求項 9】

前記装置は、寛骨臼構成要素を設置できる前記装置が設置されるときに少なくとも前記被験者に対する方向を規定するための少なくとも1つのガイド部を更に備える

請求項1から8のいずれかに記載の装置。

【請求項 10】

前記ガイド部が少なくとも1つのピン配置ガイド又は長尺ロッドを備える

請求項9に記載の装置。

【請求項 11】

前記上口ケータの位置を前記装置本体に対してユーザにより調整でき、前記装置に対して回動可能に調整できる

請求項2から10のいずれかに記載の装置。

【請求項 12】

前記装置本体に対する前記上口ケータの位置は、前記被験者から測定されるセンターエッジ角に基づいてユーザにより選択され得る

請求項11に記載の装置。

【請求項 13】

前記装置は、被験者の臼蓋窩の中心を実質的に規定するための手段を更に備える

請求項1から12のいずれかに記載の装置。

【請求項 14】

前記第1の口ケータおよび/または前記第2の口ケータおよび/または前記第3の口ケータはそれぞれ、前記装置が設置されるときにそれらのそれぞれの装着位置とほぼ点接触するように構成される

請求項1から13のいずれかに記載の装置。

【請求項 15】

前記装置は、少なくとも前記寛骨臼構成要素が設置されるときに前記寛骨臼構成要素が位置合わせされるようになっている方向に設置した時に向く寛骨臼位置合わせ軸を有し、前記寛骨臼位置合わせ軸に対して垂直な平面内で前記寛骨臼位置合わせ軸周りに測定される前記上口ケータと前記後口ケータとの間の角度Cは、約66～86°、好ましくは約74～78°、より好ましくは約76°であり、前記装置は、前記位置合わせ基準要素が被験者の外閉鎖筋腱溝内で骨隆起部を備える天然ランドマークと位置合わせされ得るように

構成され、前記被験者の寛骨臼中心と前記上口ケータとの間の第1のベクトルと前記被験者の寛骨臼中心と前記天然ランドマークとの間の第2のベクトルとの間の角度Aは、前記第1および第2のベクトルが矢状面上に投影されるときに、約112～132°、好ましくは約120～124°、より好ましくは前記装置が設置されるときに測定して約122°である

請求項2から14のいずれかに記載の装置。

【請求項16】

請求項1から15のいずれかに記載の装置の組み立て時に利用される部品のキット。